

平成27年5月21日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、15都府県の37人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 15都府県37人

(茨城県1、栃木県1、埼玉県2、千葉県2、東京都4、神奈川県4、長野県1、滋賀県1、大阪府11、兵庫県5、山口県1、香川県1、福岡県1、長崎県1、宮崎県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成27年5月29日